

令和 4 年 6 月 6 日現在

機関番号：34316

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13536

研究課題名(和文)精神障害者処遇における再犯防止概念に関する理論的・比較法的研究

研究課題名(英文)Theoretical and comparative legal research on the concept of recidivism prevention in the treatment of persons with mental disorders

研究代表者

大谷 彬矩(Otani, Akinori)

龍谷大学・その他部局等・研究員

研究者番号：00801622

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、精神障害者と犯罪行為者の処遇との間の境界や、精神障害者処遇の領域で「再犯防止」を強調することの意味を明らかにすることを目的に実施した。

ドイツを対象とする比較法研究において、自由刑と保安処分との間の「懸隔の要請」に着目し、その強調は、保安監置による被監置者に特別な設備を要求する一方、通常自由刑について定めた行刑法においては、法および憲法上予定された再社会化の任務をおろそかにするという批判があることを明らかにした。単著では、保安処分施設における生活状態を一般の生活状態に、より適合させなければならないとする要請が、刑事施設よりも強いことを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、日本では、自由刑の在り方について、法制審議会において議論が行われてきた。そして、懲役と禁錮の区別を廃止した新たな刑である「拘禁刑」が創設されようとしている。しかし、刑法への規定ぶりによっては、拘禁概念の中に多種多様なものが組み込まれ、実質的に保安処分が刑罰の中に取り込まれることが危惧される。保安処分は自由刑とは異なり、何らかの目的(治療、教育、社会保安など)を達成するための手段である。その強い目的性は自由刑以上の拘束強制をも要求し得るため、人権保障の仕組みが必要である。本研究の成果は、以上のことを明らかにしたものであり、自由刑の改革に当たっても参照される意義を有すると思われる。

研究成果の概要(英文):The study aimed to clarify the boundaries between the treatment of mentally disturbed persons and criminal offenders and the implications of the emphasis on 'recidivism prevention' in the area of the treatment of mentally disturbed persons.

In a comparative legal study on Germany, the focus was on the 'suspension requirement' between custodial sentences and security custody, and the criticism that this emphasis requires special facilities for the incarcerated by security custody, while neglecting the legally and constitutionally scheduled task of resocialisation in the executive law that provides for ordinary custodial sentences. I also pointed out that there is a stronger demand that living conditions in security prisons must be more compatible with general living conditions than in penal institutions.

研究分野：刑事政策

キーワード：精神障害者処遇 犯罪行為者処遇 再犯防止 保安処分 自由刑

1. 研究開始当初の背景

2016年7月26日未明に発生した津久井やまゆり園事件は、19名もの入所者の命が奪われた戦後最悪の大量殺人事件として記憶に新しい。被告人が事件の4か月前まで精神科病院に措置入院を受けており、その解除後の犯行であったことから、精神保健医療福祉制度の不備を指摘する声が事件発生後から上がっていた。

事件を契機として立ち上げられた「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」は、同年12月に「報告書～再発防止策への提言」をとりまとめた。報告書は、「措置入院先病院からの退院後に、支援を継続的に受けられる確実な仕組みがあれば、事件の発生を防ぐことができていた」という認識を前提に、「再発防止策」を提言している。さらに、提言を受けて国会に上程された精神保健福祉法改正案における「改正の趣旨」冒頭には、次の一文があった。「相模原市の障害者支援施設の事件では、犯罪予告通り実施され、多くの被害者を出す惨事となった。二度と同様の事件が発生しないよう、以下のポイントに留意して法整備を行う。その後、この再犯防止を強調する文言は削除されたものの、法案の内容自体には修正が加えられていないことから、再犯防止の意図を認めざるを得ない。津久井やまゆり園事件を受けて作成された精神保健福祉法改正案は、障害者団体や野党の反発が強く、可決・成立するには至らなかった。しかし、一連の経緯は、触法精神障害者に対して、あくまで再犯防止を目的として介入しようとする国家の姿勢を浮かび上がらせると同時に、学術上の問題があることも明らかとなった。

わが国の現行刑法は、責任無能力者の行為は不可罰とし、限定責任能力者の行為は刑を減刑すべきとしていることから、刑罰は保安処分とは異質のものであるとする一元主義に立っている。しかし、本人の意思にかかわらず強制的に入院させることができる措置入院制度(精神保健福祉法29条)、医療保護入院(同33条)や、医療観察制度に基づく入院は、保安処分的性格を有するという批判が従来からある。このように現行制度にも批判があるにもかかわらず、今般の再犯防止策を盛り込んだ改正案は、わが国の精神障害者処遇は保安処分ではないとする従来からの立場からより一層逆行しているように思われる。

一方、犯罪者対策の領域では、再犯防止推進法の制定(2016年)とそれに基づく再犯防止推進計画の策定(2017年)に象徴されるように、最近になって政府は本格的に再犯防止に取り組むようになってきている。しかしながら、この分野における再犯防止概念が、いかなる内実を有するのか、実は明確とは言い難い。この状態のままでは、雰囲気流されてその当否について十分な吟味を経ることなく政策が実施されてしまうおそれや、施策の成否についての的確な評価が下せなくなるおそれがあった。

2. 研究の目的

本研究は、「日本の精神障害者処遇が保安処分ではなく対象者に対する医療・福祉の提供と位置付けられるのであれば、その境界はどこにあるのか」、また、「再犯防止概念は精神障害者に対する処遇にどのような影響を与えるのか」という問いに対して、理論的かつ比較法的にアプローチし、「再犯防止」概念の内実を明らかにすることを通じて、精神障害者処遇のあるべき方向性を示すことを目的とした。

3. 研究の方法

精神障害者医療福祉分野における「再犯防止」の追求とは、すなわち保安処分の導入を意味する。保安処分を構成する要素の一つとして、「犯罪の危険の防止(再犯防止)」を企図した処分であることが挙げられる。したがって、本研究は、保安処分の性質を明らかにすることを基軸として進めることにした。

中でも、自由を奪われた精神障害者に対する処遇に着目した。

本研究は、保安処分を自由刑と同じ「収容」と捉えて、両者を対比させることによって、その性質を明らかにするという新たな検証枠組を構築することにした。特に、多様な保安処分制度を採用しているドイツを対象として、比較法的検討を行った。これまで、精神障害者処遇を医療・福祉の提供として位置づけてきた日本では、自由刑と同視する視点には乏しかった。一方、ドイツでは、保安処分と刑罰とを同じ「収容」と捉えつつ、両者の異同を明らかにする試みが行われている。わが国の精神障害者処遇が実質的には保安処分化していることに鑑みれば、刑事処分である自由刑との比較検討を行い、保安処分のあるべき方向性を提示する検証枠組は、わが国にとっても汎用可能なツールとして有用であると考えられた。

4. 研究成果

本研究では、保安処分に関する理論的研究と、ドイツの保安処分制度との比較的研究という2つのアプローチを予定しており、それぞれで成果を得ることができた。

(1) 保安処分に関する理論的研究

このテーマに関連する法律および制度に関する研究書・立法資料を収集し、研究の基盤を整備

した。東京都中野区の矯正図書館を訪問し、1960～70年代における保安処分導入に関する文献を収集した。特に、保安処分施設における処遇と刑務所における処遇とを比較した文献を発見することもでき、精神障害者処遇と犯罪行為者処遇との差異を明らかにする手がかりを得ることができた。

日本国内では自由刑の在り方について、2017年3月から法制審議会において議論が行われてきた。その後、懲役と禁錮の区別を廃止した新たな刑である「拘禁刑」を創設することが閣議決定されるに至った。一連の議論の過程で焦点となっていたのは、自由刑の内容をいかに刑法に規定するかという問題である。その規定ぶりによっては、拘禁概念の中に多種多様なものが織り込まれ、実質的に保安処分が刑罰の中に取り込まれることが危惧される。自由刑と保安処分は、執行段階に限っては処遇上の差異はほとんどないものの、保安処分は自由刑とは異なり、何らかの目的（治療、教育、社会保安など）を達成するための手段として把握される。それゆえに、その強い目的性は、自由刑以上の拘束強制をも要求し得る。今回の改正では、「改善更生を目的として」という文言を刑法に規定することで、犯罪者の社会復帰というよりも社会防衛に重点が置かれかねないという問題があることを指摘した。

（２）ドイツの保安処分制度との比較法的研究

比較法研究の対象としているドイツの制度については、精神病院収容、禁絶施設収容、保安監置に関する文献を広く収集し、同国における保安処分の内容、沿革および現状の把握に努めた。その成果の一環として、自由刑と保安監置との間の「懸隔の要請(Abstandsgebot)」を宣明した、2011年の連邦憲法裁判所判決について論じた論文(*Katrin Höffler, Johannes Kapar, Warum das Abstandsgebot die Probleme der Sicherungsverwahrung nicht lösen kann, ZStW 2012 Jg. 124, Ht. 1, S. 87-131*) を取り上げ、刑法読書会で報告を行った。「懸隔」の強調は、保安監置による被監置者に特別な設備を要求する一方、通常的自由刑について定めた行刑法においては、法および憲法上予定された再社会化の任務をおろそかにするという批判があることを明らかにした。

また、2018年連邦憲法裁判所判決は、バイエルン州およびバーデン・ヴュルテンベルク州の法律が、裁判官による許可なく精神病者の身体拘束を容認している点を違憲と判断した。龍谷大学におけるメラニー・シュトイアー氏(ドイツ・ゲッティンゲン大学学術助手)の講演会「自由剥奪処分の枠組みにおける身体拘束の法的要請 2018年7月24日の連邦憲法裁判所“身体拘束判決”とその影響」の通訳業務を通じて、ドイツでは身体拘束に対して法的規制の強い要請があることを認識することになった。

2021年9月に刊行した拙著『刑務所の生活水準と行刑理論』では、ドイツにおいて、施設内の生活状態と社会のそれとを同一化することを求める同一化原則の展開場面を紹介するに当たって、保安処分施設における生活状態を一般の生活状態に、より適合させなければならないとする要請が、刑事施設よりも強いことを指摘した。このことは、再犯防止を目的とする保安処分施設が、その性質上、被収容者の人権保障の必要性も強く認識されていることを示しているであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 大谷彬矩 = 山崎優子	4. 巻 53巻1号
2. 論文標題 死刑および終身刑に対する市民意識	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 龍谷法学	6. 最初と最後の頁 273-292頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 九州刑事政策研究会（大谷彬矩 = 相澤育郎）	4. 巻 87巻4号
2. 論文標題 ダイナミック・セキュリティと刑務所インテリジェンスに関するハンドブック（1）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 1286-1231頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 斧原藍 = 大谷彬矩 = 山田早紀 = 山崎優子 = 金成恩 = 橋場典子	4. 巻 20巻1号
2. 論文標題 改革がすすまない4つの課題と人権に対する市民意識（2） 研究と教育のアプローチの可能性について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法と心理	6. 最初と最後の頁 103-110頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 大谷彬矩	4. 巻 9号
2. 論文標題 ダイナミック・セキュリティの視点を踏まえた行刑職員論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 龍谷大学 矯正・保護総合センター研究年報	6. 最初と最後の頁 121-137
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Akinori OOTANI	4. 巻 No.11
2. 論文標題 Public Awareness on the Death Penalty and Life Imprisonment in Japan	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center Journal	6. 最初と最後の頁 71-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 九州刑事政策研究会 (大谷彬矩 = 相澤育郎)	4. 巻 88巻1号
2. 論文標題 ダイナミック・セキュリティと刑務所インテリジェンスに関するハンドブック (2・完)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 84-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計13件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 刑務所の生活水準再考 理論的、歴史的観点から
3. 学会等名 刑事立法研究会全体会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 刑務所の生活水準に関する理論的検討
3. 学会等名 第61回現代刑事法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 ドイツの少年拘禁制度に関する議論及び実務の現在
3. 学会等名 刑法読書会年末集中例会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 刑事政策学の観点から見た龍谷大学構想の批判的検討
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第48回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 最高裁平成31年3月18日判決（死刑確定者が許可を受けずに吸取紙に書き込み等をしたことについて、遵守事項に違反するとして拘置所長等がした懲罰等の措置を適法とした事例）
3. 学会等名 刑事立法研究会全体会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Akinori OOTANI
2. 発表標題 Public Awareness toward the Death Penalty and Life Imprisonment in Japan
3. 学会等名 Asian Criminological Society, 12th Annual Conference
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 刑事関連情報の取扱いに関する近年の動向とその評価
3. 学会等名 刑事立法研究会全体会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 〔文献紹介〕Thes Johann Blanck, Die Ausbildung von Strafvollzugsbediensteten in Deutschland, Moenchengladbach 2015.
3. 学会等名 刑法読書会夏季集中例会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 明治・大正期の監獄と社会～「行刑の社会化」の源流を探る～
3. 学会等名 第21回CrimRC（犯罪学研究センター）公開研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 死刑および終身刑に対する市民意識
3. 学会等名 法と心理学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 若年者に対する施設内処遇（ドイツ）
3. 学会等名 日本犯罪社会学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 〔文献紹介〕Katrin Hoeffler, Johannes Kapar, Warum das Abstandsgebot die Probleme der Sicherungsverwahrung nicht loesen kann, ZStW 2012 Jg. 124, Ht. 1, S. 87-131.
3. 学会等名 刑法読書会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大谷彬矩
2. 発表標題 刑務所の中の生活を考えることの意味 - 犯罪者処遇のあるべき姿を求めて
3. 学会等名 修復的司法セミナー
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 大谷彬矩	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 272
3. 書名 刑務所の生活水準と行刑理論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------